

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント

### 1 意見の趣旨

道徳の教科化をその内容とする学校教育法施行規則の一部を改正する省令案には、以下のとおり多くの問題点があることから、断固として反対します。

### 2 意見の理由

そもそも道徳教育は、日本国憲法が「個人の尊厳」（13条）、「思想良心の自由」（19条）、「信教の自由」（20条）、学習権（26条）を定め、子どもの権利条約が子どもの成長発達権（6条）、意見表明権（14条）等を保障していることからすると、個々の子どもの自主性を最大限尊重し、自分がどのように生きるか、どのような生き方を良しとするかを考え、判断することができるように教師が支援する形であることが望ましいといえます。

しかし、道徳の教科化がなされると、文部科学省の検定済教科書が発行されることになり、学習指導要領で定められた徳目が盛り込まれている教科書を使用する義務が生じることになります。学習指導要領に定められた徳目は、個別に取り出せば一見して正しいと思える内容ですが、政府が考える価値観に縛られた授業が強制されることになると、子どもらに特定の価値観や宗教観を押しつける教育となってしまいます。

道徳の教科化がなされ、子どもらに道徳の科目の成績が付けられることとなると、道徳教育に一定の「模範解答」が用意されることとなりますが、その「模範解答」とは、まさに政府が考える一定の価値観、宗教観に外なりません。

点数を付けずに記述式の評価とするにしても、答えが用意されているということであれば、政府が定めた価値観という一つの物差しで子ども生き方の良し悪しを決めてしまうということに変わりはなく、問題が解消されることにはなりません。

そもそも、教科として成り立つためには、その教科が客観的な学問・文化・科学を基礎にしているということが必要ですが、道徳教育の内容は多様な価値観が存在することが前提となるはずであり、その観点からしても、道徳を教科にするのは妥当ではありません。

2015年3月5日

自 由 法 曹 団  
団 長 荒 井 新 二